

社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤とした  
スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程  
認定事業の創設について

平成21年3月7日  
社団法人日本社会福祉士養成校協会

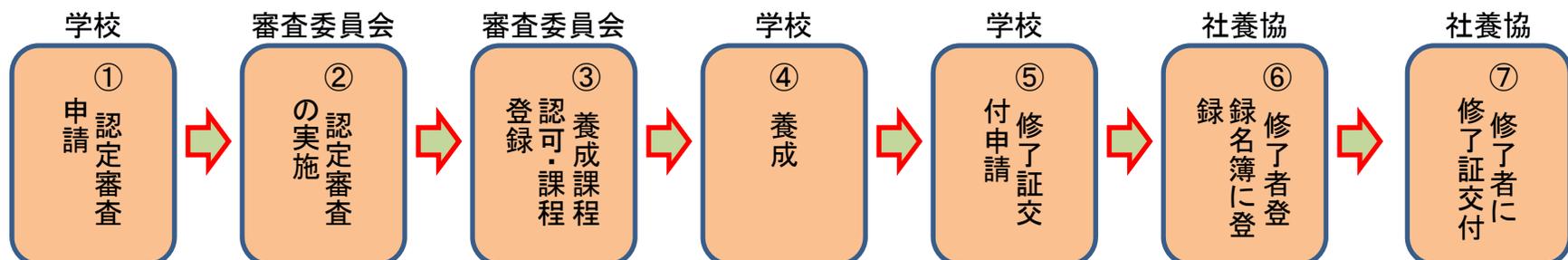
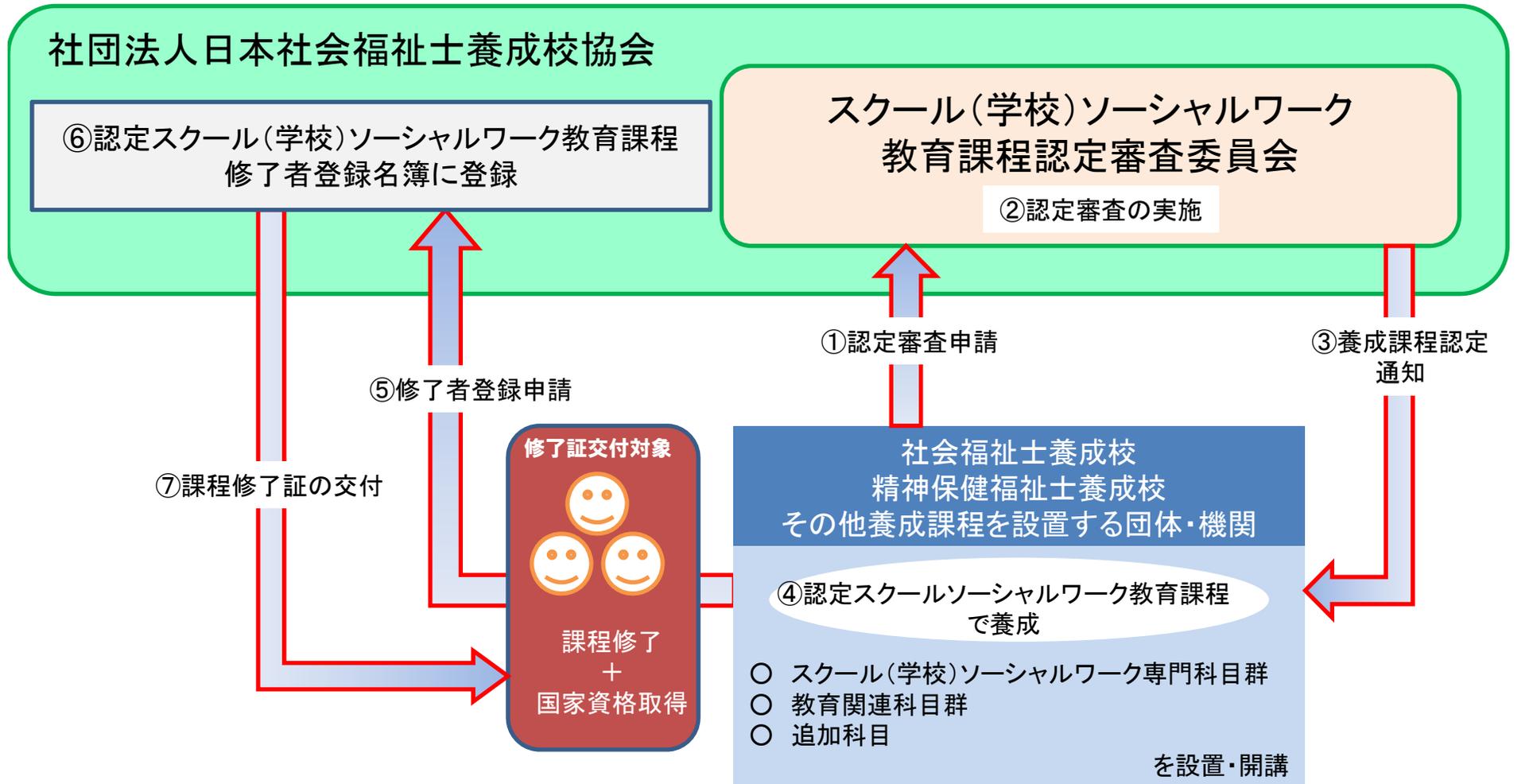
# 社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤とした スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業の創設について

社団法人日本社会福祉士養成校協会

## 背景と目的

- 社会福祉士法改正に際し付帯決議された「司法、教育、労働、保健医療分野における社会福祉士の職域拡大」は本協会としても重要な課題として位置づけているところである。
- このような状況の中、平成20年度より、文部科学省において「スクールソーシャルワーカー活用事業」が開始され、15億円の予算事業として全国141ヶ所にスクールソーシャルワーカーが配置されることとなった。
- これを踏まえ、本協会ではスクール(学校)ソーシャルワーカー像を明らかにし、社会福祉士及び精神保健福祉士(以下、社会福祉士等という)を基礎資格とするスクールソーシャルワーカー養成のあり方を検討するため、平成20年3月に「スクール(学校)ソーシャルワーカー養成事業企画準備委員会(スクール(学校)ソーシャルワーカー育成・研修等事業に関する委員会に改称)」(計6回の委員会を開催)を設置し、今般、報告書を出したところである。
- これを受け、本協会では、文部科学省が実施する事業との連動性も視野に入れつつ、小中学校をはじめとする学校現場において適切なソーシャルワークを実践することができる実践力の高いソーシャルワーカーの養成を行うとともに、社会福祉士等の積極的な活用と社会的認知を高めその職域拡大を図るために、平成21年度からの新規事業としてスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業を創設し、社会福祉士等の国家資格有資格者がスクール(学校)ソーシャルワークを展開するために必要となる課程の設置要件を定め、当該要件を満たす課程を設置する学校を「社団法人日本社会福祉士養成校協会認定スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程」として認定し、また当該課程を修了しかつ社会福祉士等の資格を有する者を「社団法人日本社会福祉士養成校協会認定スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程修了者」として修了証を交付するという仕組みを新たに導入することとした。

# スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業スキーム



# スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定審査委員会

## 1. 審査委員会の設置主体

社団法人日本社会福祉士養成校協会

## 2. 審査委員会の構成・選任・任期

- 審査委員会委員数は5名以上8名以内とし、委員は本協会理事会で決定する。なお、委員名簿は非公開とする。
- スクール(学校)ソーシャルワークに造詣の深い学識経験者等を中心に人選を行う。
- 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 3. 審査委員会の開催

1年度内に2回に開催し、審査を行う。

## 4. 審査内容

- 社会福祉士もしくは精神保健福祉士の養成課程を有していること
  - 定められた科目を適切なシラバスを作成し開講していること(科目名称・シラバス等)
  - 当該科目を担当するに相応しい教員を配置していること(実践及び教育の履歴、研究業績、社会活動等)
- 等を審査内容とする。

# スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程カリキュラム①

## 【社会福祉士モデル】

社会福祉士養成カリキュラム	スクール(学校)ソーシャルワーク 専門科目群	時間 数	教育関連科目群	時間 数	追加科目
<b>【共通科目】</b> ・現代社会と福祉 ・福祉行財政と福祉計画 ・社会保障 ・低所得者に対する支援と生活保護制度 ・地域福祉の理論と方法 ・心理学理論と心理的支援 ・社会理論と社会システム ・権利擁護と成年後見制度 ・人体の構造と機能及び疾病 ・保健医療サービス  <b>【専門科目】</b> ・福祉サービスの組織と運営 ・就労支援サービス ・社会調査の基礎 ・更生保護制度 ・高齢者に対する支援と介護保険制度 ・障害者に対する支援と障害者自立支援制度 ・児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 ・相談援助の基盤と専門職 ・相談援助の理論と方法 ・相談援助演習 ・相談援助実習	・スクール(学校)ソーシャルワーク論	30	教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目	30	・精神保健学
	・スクール(学校)ソーシャルワーク演習	15			
	・スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導	15			
	・スクール(学校)ソーシャルワーク実習	80			
				※生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、又は幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目から1科目以上選択	

専門科目群及び教育関連科目群は規定単位数(時間数)を設定する

# スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程カリキュラム②

## 【精神保健福祉士モデル】

精神保健福祉士養成カリキュラム	スクール(学校)ソーシャルワーク 専門科目群	時間 数	教育関連科目群	時間 数	追加科目
<b>【共通科目】</b> ・現代社会と福祉 ・福祉行財政と福祉計画 ・社会保障 ・低所得者に対する支援と生活保護制度 ・地域福祉の理論と方法 ・心理学理論と心理的支援 ・社会理論と社会システム ・権利擁護と成年後見制度 ・人体の構造と機能及び疾病 ・保健医療サービス  <b>【専門科目】</b> ・精神医学 ・精神保健学 ・精神科リハビリテーション学 ・精神保健福祉論 ・精神保健福祉援助技術総論 ・精神保健福祉援助技術各論 ・精神保健福祉援助演習 ・精神保健福祉援助実習	・スクール(学校)ソーシャルワーク論	30	教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目	30	・児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
	・スクール(学校)ソーシャルワーク演習	15			
	・スクール(学校)ソーシャルワーク実習指導	15			
	・スクール(学校)ソーシャルワーク実習	80			
			※生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、又は幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目から1科目以上選択	30	

専門科目群及び教育関連科目群は規定単位数(時間数)を設定する

# 養成課程認定審査に係る諸様式ほか

## 規程等

- 社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規程
- スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業にかかる教育課程認定審査料及び教育課程修了証交付申請等手数料に関する規程
- 社団法人日本社会福祉士養成校協会の養成課程等認定事業に従事する者及び本協会事務局職員倫理規定
- スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第4項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール(学校)ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等について(通知)

## 諸様式

1. 養成課程認定審査基準
2. 養成課程認定審査申請書
3. 養成課程認可・登録通知書
4. 養成課程修了者登録申請書
5. 養成課程修了者登録通知書 等

## 費用

- 認定審査料、手数料(修了証交付手数料等)を徴収し、本事業の実施・運営に充てる。